

2015 年 2 月

インターネットを活用した健康調査報告（概要）

生活協同組合コープこうべ様

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

今村 知明

赤羽 学

杉浦 弘明

生活協同組合コープこうべ様

kobe 

この度は、平成 26 年度「インターネットを活用した健康調査」に御協力いただき誠にありがとうございます。また、日々の健康状態を入力いただいた組合員様にも深く感謝いたします。

つきましては、調査概要の速報について御報告いたします。

▽日々健康調査の概要

- 調査主体 生活協同組合コープこうべ
- モニター募集対象 生活協同組合コープこうべの組合員のうち
募集定員 1,500 名
- 調査機構 奈良県立医科大学健康政策医学講座
今村知明、赤羽学、杉浦弘明
- 調査期間
 - ・モニター登録の申込み期間
平成 26 年 5 月 13 日～5 月 23 日
健康調査アンケートの実施と登録募集に関するメールマガジンを配信
 - ・本調査の期間
平成 26 年 5 月 26 日 ～ 9 月 27 日
 - ・最終アンケートの回答期間
平成 26 年 10 月 6 日 ～ 10 月 16 日
- モニター登録された組合員様への謝礼
 - ・登録時に 300 ポイントを付加する。
 - ・調査終了後に 200 ポイントを付加する。(ただし途中でモニターをやめた方には調査終了後の 200 ポイント付加はなし)

■調査ご協力数

- ・モニター登録いただいた組合員数
1,410名（家族を含めて計 4,159名）
Aグループ（健康調査のみ）
： 71名（家族を含めて計 185名）
Bグループ（健康調査および市販後調査）
： 1339名（家族を含めて計 3,974名）

- ・日々健康調査の回答組合員数
1,343名（家族を含めて計 3,958名）

- ・日々健康調査の回答のべ数（家族を含めて）
419,460名
Aグループ（健康調査のみ）
： 18,245名
Bグループ（健康調査および市販後調査）
： 401,215名

- ・最終アンケートの回答組合員数
1,186名（家族を含めて計 3,452名）

■調査項目

1) モニター登録

- ・グループAまたはグループBを選択し同意していただく。
グループA：日々の健康状態・症状等に関するアンケート調査に御協力いただける方
グループB：グループAの健康調査に関するアンケートに加え、食品市販後調査（PMM）に使用する商品購入情報の提供に御協力いただける方

- ・本人および家族の年齢、性別等の登録

2) 本調査

- ・日々の症状等の入力
下痢・嘔吐などの症状で病院を受診したまたは薬を服用した
インフルエンザと診断された
熱中症と診断された
各症状（17項目）の有無
（微熱、高熱、鼻水、咳、下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛み、けいれん、目のかゆみ、発疹、熱中症症状、頭痛、のどの痛み、くしゃみ、皮膚のかゆみ、めまい、不眠）

3) 最終アンケート

- ・ 日常の環境に関して
 オール電化、浄水器、食洗機、加湿器、空気清浄機の使用状況等
- ・ 症状や健康面に関して
 生卵の取り扱い方について
 黄砂の飛来による体調の変化等
 お腹の普段の健康状態とヨーグルトや生卵の食習慣について
- ・ 健康調査の感想 など

▽PMM調査の概要

2週おきに、グループBに登録された組合員の商品購入リストをコープこうべより提供いただき、賞味期限に基づき喫食可能食品を割り出す。

その商品と各組合員が日々入力された健康状態とを組み合わせ、健康被害が出ていないかを解析し、健康被害を起こしている可能性が高い商品がないかを詳細検討する。

検討結果は、随時奈良医大より日本生協連に報告する。

■コープこうべ

	調査対象期間	解析終了	EARS 検出日数 (回)			Odds(-) 最大値			日本生協連へ報告
			下痢 Gp	下痢 A1	嘔吐 A1	下痢 Gp	下痢 A1	嘔吐 A1	
第1報	5月26日～6月13日	6月19日	2	4	0	1.5	1.5	なし	6月19日 問題なし
第2報	5月26日～6月27日	7月3日	2	7	2	2.74	5.8	なし	7月7日 問題なし
第3報	5月26日～7月11日	7月17日	4	10	5	2.74	5.81	なし	7月22日 問題なし
第4報	5月26日～7月25日	7月31日	4	14	9	2.74	5.81	なし	8月3日 問題なし
第5報	5月26日～8月8日	8月21日	3	15	12	2.74	5.81	なし	8月28日 「みんなの白たまご」について下痢症状のある方が多く問合せ、日本生協連からコープこうべに問合せいただき、問題なしと判断
第6報	5月26日～8月22日	8月28日	4	17	15	2.74	5.81	なし	問題なし
第7報	5月26日～9月5日	9月11日	5	20	18	2.74	5.81	なし	9月12日 問題なし
第8報	5月26日～9月19日	9月25日	7	26	20	2.74	5.81	なし	10月2日 問題なし
第9報	5月26日～10月3日	10月9日	8	26	21	2.74	5.81	なし	問題なし 「みんなの白たまご」について、その後の追跡でも問題なし

【結果報告】

第1報～第9報の5月26日から10月3日までの期間に関しては、健康被害を起こしている可能性の高い商品は発生していない。

※用語について

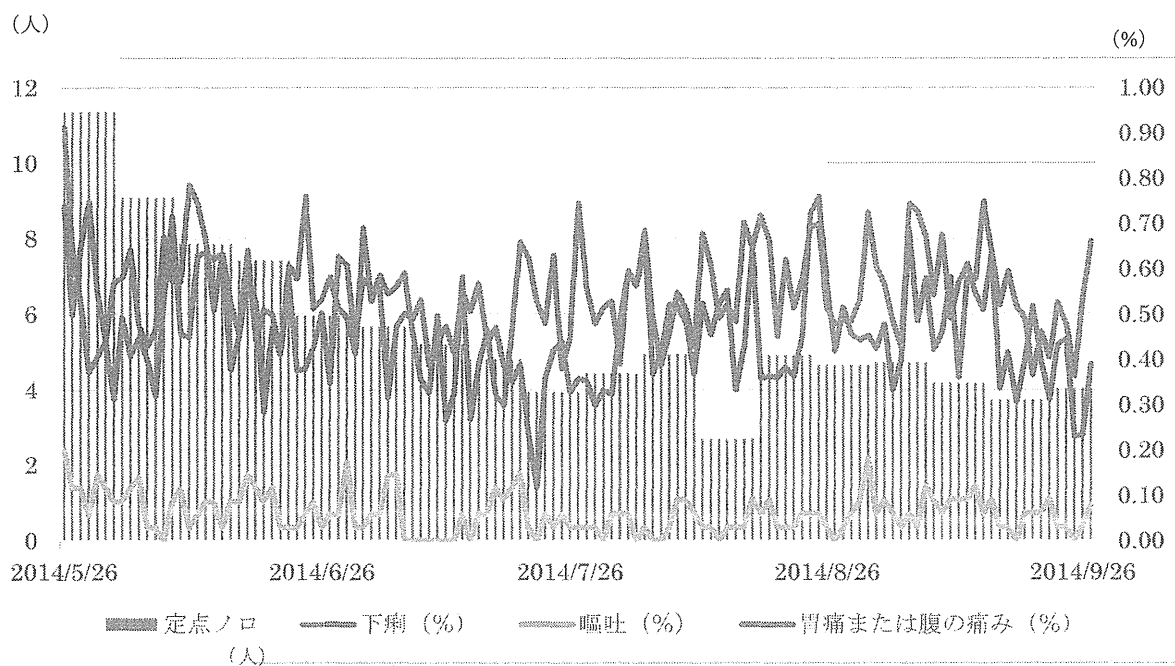
- Odds(-)最大値：調査対象期間における分析対象商品リスト中のオッズ比（95%信頼区間の下限値）の中で、最大だった値。
- EARS 検出日数：EARS システムによって直近に対して症状の報告が急増したと判断された日数（アラートが出された日数）。
- Gp：分割グループ別
- A1：対象者全体

【到達点と課題】

昨年度に引き続き、食中毒発生リスクの高い夏季に約4ヶ月間実施しました。幸い、食中毒の発生や疑わしい食品の検出もありませんでした。スマホ画面からの入力にも対応したシステムを作りましたが、運用開始直後にシステムトラブルがあり、新システム開発の問題点が明らかになりました。

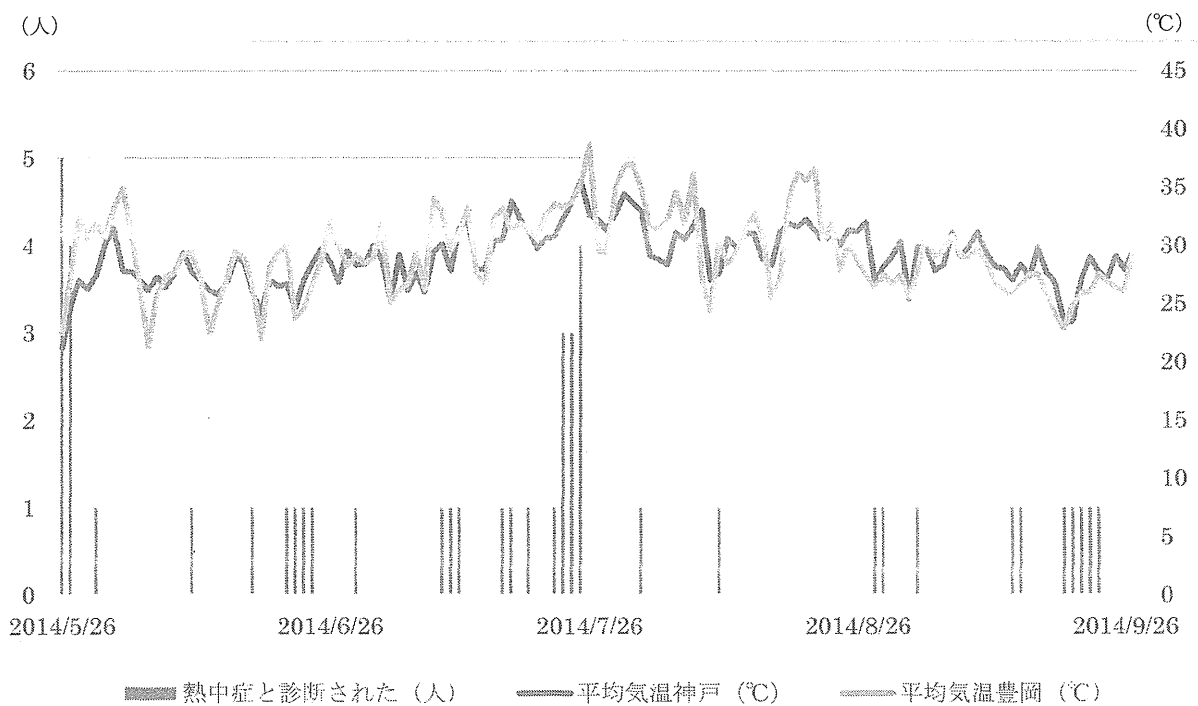
今年度調査終了をもってPMM調査を一度中断し、冬季、夏季の運用結果を総合して分析する予定です。

3) 定点あたりノロウイルス感染症報告数と各症状（下痢・嘔吐・胃痛または腹の痛み）



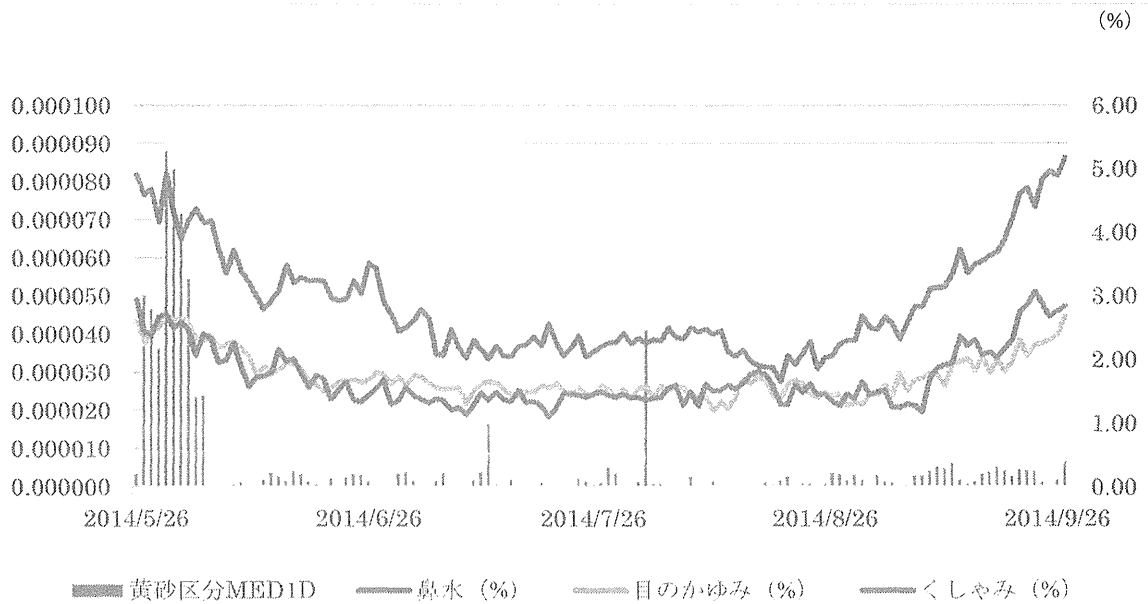
夏季のノロウイルス感染症報告数と下痢や嘔吐、腹痛等の症状に明らかな関係はみられなかった。ノロウイルス感染症の発生数が少ないためと考えられる。

4) 各気温と熱中症と診断された（人）



熱中症発生人数が少ないため明らかな傾向はみられなかった。

5) 黄砂量と各症状 (鼻水・目のかゆみ・くしゃみ)



黄砂は 15 分ごとの消散係数、1 日(24 時間)の中央値 計測地：大阪

黄砂消散係数の定義とは、エアロゾルによって波長 532nm の光が単位距離を進む間に減

衰した割合(消散係数)のうち黄砂にトス空成分で、消散係数が 0.001/km(1/km)の時

黄砂量とアレルギー症状の間に明らかな関連はみられなかった。これまでに実施した 2~4 月の調査では花粉症の方で関連がみられたが、花粉飛散の少ない時期での黄砂単独の影響は少ないと考えられる。

■参考資料 (次ページ以降を参照)

- ・最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想
 - ① 集計
 - ② 自由回答

- ・健康コラム「今日の一言」

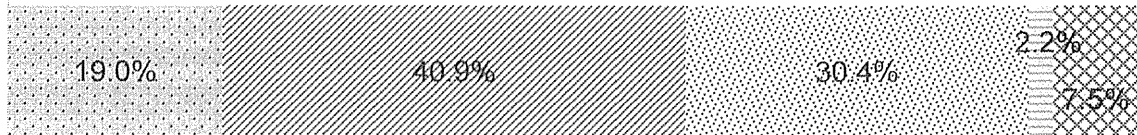
- ・入力画面
 - (1) PC
 - ① モニター登録画面
 - ② 日々の症状入力画面
 - ③ 最終アンケート画面

 - (2) スマートフォン
 - ① モニター登録画面
 - ② 日々の症状入力画面
 - ③ 最終アンケート画面

以 上

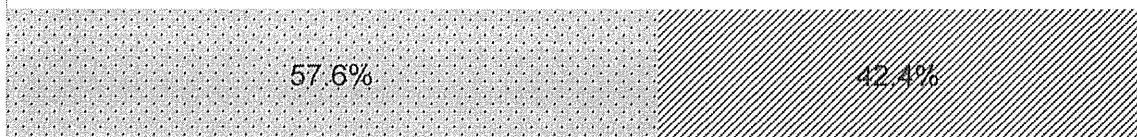
参考資料（コープこうべの組合員様より）
最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想（集計）

Q. 今回の調査結果は、地図に反映されるしくみになっていました。
これについてどう思われましたか？



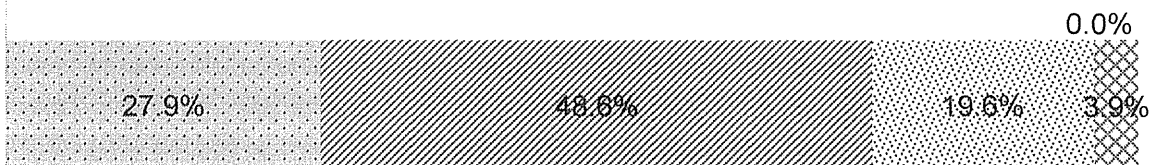
- ※1: 自分の回答が反映され、面白かった
- ※2: 自分の住んでいる地域の健康状態が分かり役に立った
- ※3: 「過去の結果」ではなく「現在の状況」をリアルタイムで確認できるのは良いと思った
- ※4: 地図に表示された情報は信じられないと思った
- ※5: このような地図は不要である

Q. ポイントがつかなくても今後このような調査に協力したいと思いますか？



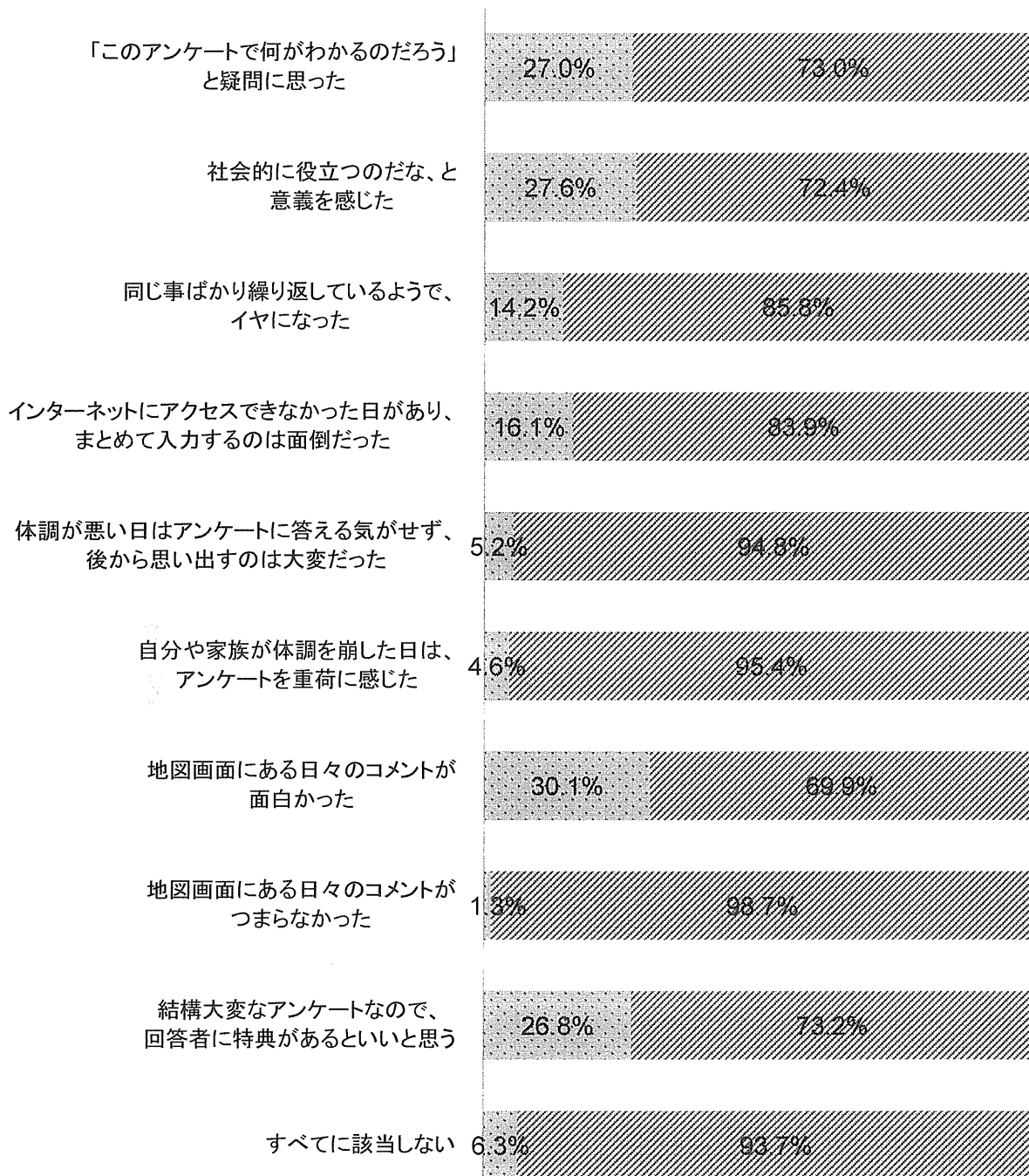
- ※1: はい
- ※2: いいえ

Q. 今後このようなアンケートを実施するとき、またご協力をお願いしますか？



- ※1: ぜひ協力したい
- ※2: 内容によってはやってもいい
- ※3: ポイントがもらえるなら、やってもいい
- ※4: もう二度とやりたくない
- ※5: その時にならないと、わからない

Q. この健康調査のご感想をお聞かせください。(複数回答可)



■ 1:はい ■ 2:いいえ

参考資料 健康コラム「今日の一言」

毎日健康状態を答える、という単純で飽きてしまいやすい作業を組合員の方々に続けていただきやすいよう、週替わりでテーマを決めて、日替わりで健康に関する情報を健康コラム「今日の一言」でご提供させていただきました。

本文の執筆は、奈良県立医科大学健康政策医学講座の教員や大学院生（社会人院生を含む）、博士研究員で担当し、つなぎの文や季節のあいさつや Web へのアップは事務で分担して行いました。

	期 間	ハンドルネーム	執 筆	テ ー マ	担 当
第 1 週	5 月 26 日～	医師 A	赤羽 学	肥満について	三宅
第 2 週	6 月 2 日～	医師 S	杉浦 弘明	毎日の診療で思うこと。 考えること。	松村
第 3 週	6 月 9 日～	養護教員 M	森川 英子	保健室と保健室登校	松村
第 4 週	6 月 16 日～	大学教員 O	岡本左和子	ドクターと話そう	豊國
第 5 週	6 月 23 日～	医師 N	野田 龍也	ネット依存症	吉村
第 6 週	6 月 30 日～	看護師 Y	吉本 和樹	アレルギーについて	片岡
第 7 週	7 月 7 日～	保健師 Y	康原 夏子	身だしなみと健康 -お化粧のススメ-	三宅
第 8 週	7 月 14 日～	看護師 I	伊藤 雪絵	熱中症	松村
第 9 週	7 月 21 日～	保健師 M	前屋敷 明江	睡眠について	豊國
第 10 週	7 月 28 日～	保健師 W	和田 千津子	結膜炎について	吉村
第 11 週	8 月 4 日～	放射線技師 I	今井 信也	放射線検査	片岡
第 12 週	8 月 11 日～	看護師 K	加藤 礼識	弾性ストッキングについて	三宅
第 13 週	8 月 18 日～	看護師 F	福山 麻里	笑い与健康	松村
第 14 週	8 月 25 日～	医療管理 Y	柳瀬 匡平	健康診断について	豊國
第 15 週	9 月 1 日～	看護師 Y	吉本 和樹	免疫力について	吉村
第 16 週	9 月 8 日～	保健師 Y	康原 夏子	朝食と健康	片岡
第 17 週	9 月 15 日～	看護師 I	伊藤 雪絵	救急医療週間	三宅
第 18 週	9 月 22 日～	養護教員 M	森川 英子	耳について	松村
最終日	9 月 27 日	医師 A	赤羽 学	最後のお礼	松村

7. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

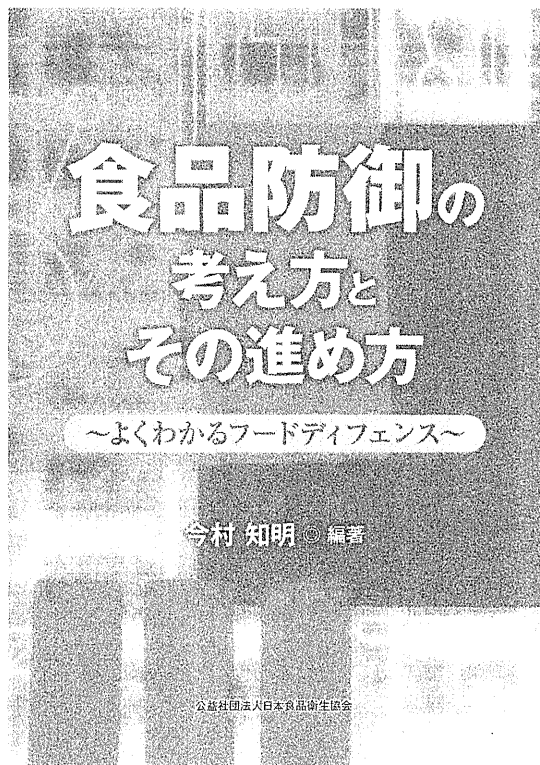
著者氏名	タイトル	書籍全体の編集者名	出版社名	発行日	ページ
今村知明、高谷幸、赤羽学、神奈川芳行、鬼武一夫、森川恵介、長谷川専、山口健太郎、池田佳代子.	食品防御の考え方と進め方 ～よくわかるフードディフェンス～.	今村知明 編著.	太平社	2015年	1-270.
今村知明.	【第2版】食品の安全とはなにか -食品安全の基礎知識と食品防御	なし	日本生活協働組合連合会出版部	2015年 3月10日	1-237
今村知明、神奈川芳行 他.	【第2版】 食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知識から代替食献立まで. 第5章 社会における対応の現状と対策 1. アレルギーの表示の現状と対策.	中村 丁次 他	第一出版株式会社	2014年3月	151-159.
今村知明 他.	保健・医療・福祉・介護スタッフの共通テキスト 公衆衛生がみえる.	医療情報 科学研究所	株式会社 メディック メディア	2014年3月	302-319.

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura.	Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey.	International Journal Of Environmental Health Research.	25(1)	104-113	2014
Yoshiyuki Kanagawa, Manabu Akabane, Atsushi Hasegawa, Kentaro Yamaguchi, Kazuo Onitake, Satoshi Takaya, Shigeki Yamamoto, Tomoaki Imamura.	Developing a national food defense guideline based on a vulnerability assessment of intentional food contamination in Japanese food factories using the CARVER+Shock Vulnerability Assessment Tool.	Foodborne Pathogens and Disease.	11(12)	953-959	2014
神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴.	食品汚染防止に関するチェックリストを基礎とした食品防衛対策のためのガイドラインの検討.	日本公衆衛生雑誌.	61(2)	100-109	2014

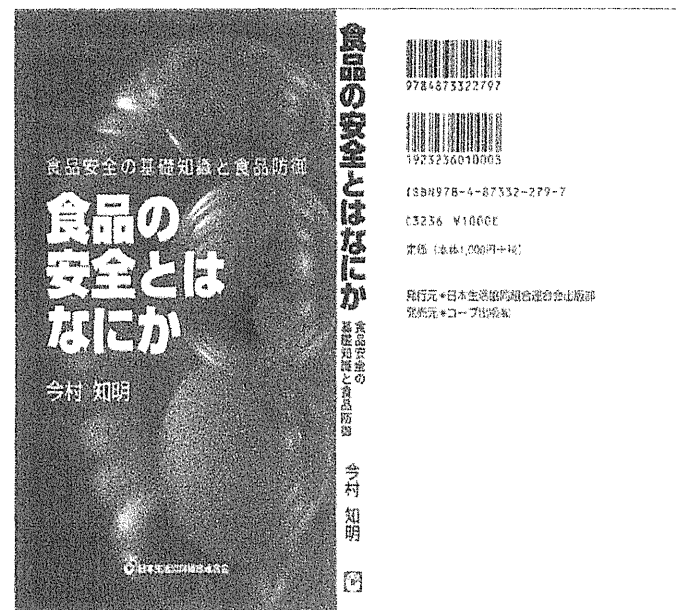
8. 研究成果の刊行物・別刷

添付資料参照



2015年発刊

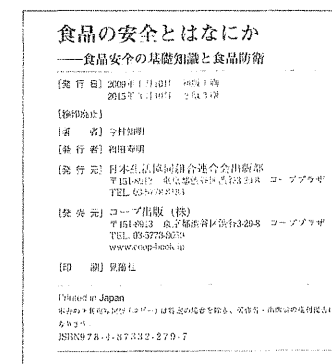
【書籍「食品防御の考え方とその進め方 ~よくわかるフードディフェンス~」】



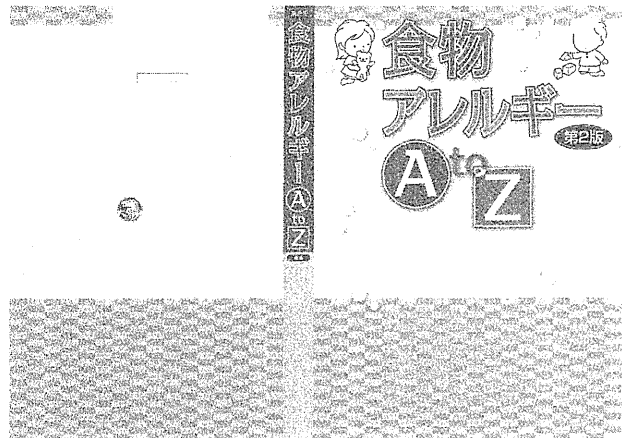
【書籍「食品の安全とはなにか —食品安全の基礎知識と食品防御」第2版】



【表紙】



【奥付】



【書籍「食物アレルギーAtoZ」第2版】

第5章 社会における対応の現状と対策 (編者:手島玲子・中村丁次・鈴木志保子・杉山久仁子) 151

アレルギー表示の現状と対策 (神楽川芳行・今村知明) 151

- 1 冊制度化の背景 151
- 2 冊食品表示の法的根拠と役割 151
- 3 冊アレルギー表示制度の概要 152
- 4 冊具体的な表示の見方 155
- 5 冊アレルギー表示制度の制度開始後の動き 155
- 6 冊最近のアレルギー表示に関する実態調査 156
- 7 冊今後の課題 158
- 8 冊まとめ 159

【目次】

編集者	手島玲子	中村丁次	鈴木志保子	杉山久仁子
編集委員	神楽川芳行	今村知明	加藤 繁	加藤 繁
発行所	第一出版株式会社			
〒163-0285	東京都中央区新富1-1-39			
TEL	03-5561-0111			
FAX	03-5561-0112			
印刷	先達印刷			
製本	加藤 繁			
定価(税別) 2,200円(税別) 2,420円(税別) 2,640円(税別) 2,860円(税別) 3,080円(税別)				
© Hakkenzoku, T. Higashi, R. Nakamura, S. Suzuki, K. Sugiyama, S. Takemura, T. Terahara, Y. Takemura, S. Takemura, S. Takemura, S. Takemura, Y. Takemura, 2014				
ISBN 978-4-8041-1299-5 C1047				

【奥付】

5 社会における対応の現状と対策

1 アレルギー表示の現状と対策

私たちが普段食べている食品には、生鮮食品、海産物、菓子、総菜、弁当など、様々な種類があるが、それぞれの食品の販売形態や表示のルールにしたがい、ラベルや立て札、ポップ等による「表示」がされている。

2001(平成13)年4月に食品衛生法関係法令が改正され、アレルギー物質を含む食品の表示(以下「アレルギー表示」という)制度が開始された^{1,2)}。ここでは、この制度が作られた背景、食品表示の役割、食品衛生法とJAS法の考え方の違い、表示の見方などについて解説する。

私たちは、家庭以外にも弁当、学校給食、ファーストフード、外食など、様々な場所や機会ですべての食品を食べている。その一方、近年、食物アレルギー患者が増え、軽症な人も含めると日本人の1~3%程度と推定されている。

こうしたことから、1999(平成11)年3月、旧厚生省食品衛生調査会表示特別部会の「食品の表示のあり方に関する検討報告書」により、「食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これを有する食品に対し、表示を義務づける必要がある」と報告が出された。これを受け、2000(平成12)年12月に、食品衛生調査会常任委員会が、「アレルギー物質を含む食品の表示」を決定し、2001(平成13)年4月、食品衛生法施行規則(省令等)が改正され、1年間の経過措置期間を経て、本格的にアレルギー表示が行われている¹⁻³⁾。

食品の表示制度は、食品衛生法(厚生労働省所管)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法、農林水産省所管)、不当景品類及び不当表示防止法(景表法、公正取引委員会所管)等、複数の法律により規定されていた⁴⁾。2009(平成21)年9月1日の消費者庁発足に伴い、これらの法律のうち、食品表示に関する事務はすべて消費者庁所管となった。消費者庁では、これらの法律の表示規制にかかる事務を一元的に所掌し、執行業務は関係省庁と連携して実施としている⁵⁾。さらに、2013(平成25)年6月には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した包括的・一元的な制度として、食品表示法が新たに制定されている(消費者庁:食品表示法要綱、平成25年6月 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_youkou.pdf)。

食品衛生法は、その第1条に、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を

の他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。」と規定されており、食品を摂取することによる健康危害を予防することを目的とした法律である。

一方 JAS 法は、食品等の品質に関する適正な表示により、「一般消費者の適切な商品選択に資する」ことを目的としており、一般消費者向けの全ての飲食物品が表示の対象となる。食品表示法は、「食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保する」ことを目的としている（消費者庁：食品表示法要綱、平成 25 年 6 月 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_youkou.pdf）。

食品衛生法と JAS 法による義務表示項目を、表 5-1 に示した。

加工食品の原材料に関する表示は、従来から JAS 法で規定されていたが、食品中に占める割合が少ない原材料の表示が不要であったり、何を原材料として使用しているのかが分かりにくい名称が記載されているなど、食品中にアレルギー物質が含まれるか否かを知るには不十分だった。しかし、2000（平成 12）年の JAS 法の改正により、加工食品の原材料表示が詳しく記載されることとなり、さらに、食品衛生法によるアレルギー表示の制度化により、食品中に含まれるアレルギー物質を見分けることが可能となった。その結果、アレルギー物質を含む食品の摂取を避けることが可能となり、さらに、食物アレルギーの誘発を防ぐことが可能になる。

また、食品の表示には、以下の 3 つの機能があると考えられている⁶⁾。

- ①基準遵守促進機能
- ②消費者への情報伝達機能
- ③流通事業者等への情報伝達機能

食品の表示は、食品による健康危害発生時の行政機関による迅速かつ効果的な調査・指導のためだけでなく、食物アレルギー患者が食物アレルギーによる症状の発現を回避するためにも不可欠なものである。

1 表示対象品目

アレルギー表示が必要な食品は、旧厚生省の食物アレルギー対策検討委員会による近年の食物アレルギーの発生状況の調査結果から、アレルギー症状の発症数、重篤度等を考慮して選定されている。なお、表示対象となる特定原材料等の範囲は、日本標準商品分類をもとに設定されている⁶⁾（表 5-2）⁶⁾。

① 特定原材料（表示が義務化された原材料） 食物アレルギーの原因物質のなかでも、発生頻度の高いもの（卵・牛乳・小麦）や、発症した際の症状が重篤なもの（そば・落花生）が計 5 品目、「特定原材料」として、キャリーオーバーや加工助剤も含め、すべての生産・流通段階でアレルギー表示が義務化されている。

なお、2008（平成 20）年 6 月には、えびとかにかが特定原材料に追加され、2 年間の猶予期間が設けられていたが⁷⁾、2010（平成 22）年 6 月より表示義務が完全施行された。

食品表示法と食品衛生法・JAS 法による義務表示項目

	食品表示法	食品衛生法	JAS 法	
			加工食品	生鮮食品
名称	○	○	○	○
原材料名	○		○	
アレルゲン	○	○		
遺伝子組換え表示	○	○	○	○
添加物	○	○	○ ^{*3}	
内容量	○		○	△ ^{*6}
保存方法	○	○	○	
消費期限 ^{*1}	○	○	○	
賞味期限 ^{*2}	○	○	○	
原産地	○			○
原産国（輸入品）			△ ^{*4}	
原料原産地（対象品目）			△ ^{*5}	
製造者等（輸入業者）の氏名または名称及び製造所等（輸入業者）の所在地	○	○	○	*7
栄養成分・熱量	○			

注) ○印:義務表示項目 △印:一定の条件がつく場合のみ義務表示項目

*1 消費期限は、期限が製造または加工日を含めておおむね 5 日以内のもの。

*2 賞味期限または品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの。

*3 原材料の一環として、添加物の表示を求めている。

*4 輸入品に限る。

*5 主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多く、かつその割合が 50% 以上の生鮮食品）。

*6 特定商品（食肉、野菜及び果実等）であって容器に入れ、または包装されたものに限る。

*7 特定商品（食肉、野菜及び果実等）であって容器に入れ、または包装されたものについては、販売業者の氏名または名称及び住所を表示する。

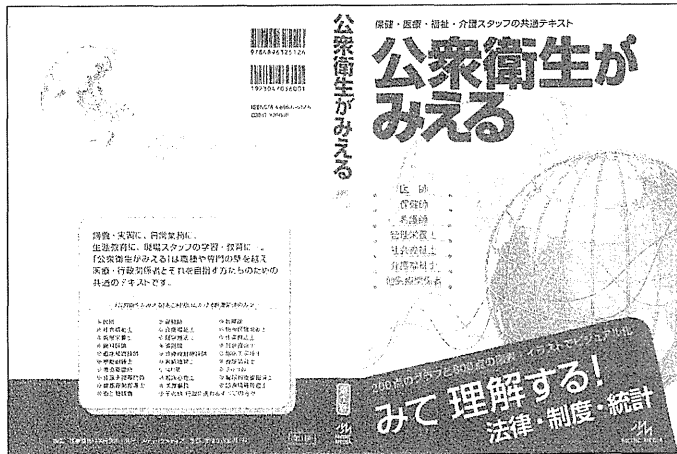
※平成 25 年 6 月に制定された食品表示法では、アレルギー物質を示す「アレルゲン」が条文に明記された。

2 特定原材料等について

規定	特定原材料名	理由
省令	卵、乳、小麦、えび ^{*1} 、かに ^{*1}	・症例数が多いもの ・なお、牛乳及びチーズは、「乳」を原料とする食品（乳及び乳製品等）をくくりとした分類に含まれるものとする。
通知	そば、落花生 あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、バナナ ^{*2} 、カシューナッツ ^{*3} 、ごま ^{*3} ゼラチン	・症状が重篤であり生命に関わるため、特に留意が必要なもの。 ・症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの。 ・牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、パブリックコメントにおいて「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多かったため、独立の項目を立てることとする。

*1 平成 20 年 6 月より、表示が推奨されるものから、義務表示に変更された。 *2 平成 16 年 11 月に、新たに追加された。

*3 平成 25 年 9 月に、特定原材料に準ずるものとして新たに追加された（消費表第 257 号通知）。



【書籍 公衆衛生がみえる】

食品保健	302
食品保健に関する法律	302
食品の表示	304
食品の種類と機能	306
食中毒	308
食中毒の統計	309
細菌性食中毒	312
ウイルス性食中毒	317
自然毒による食中毒	317
その他の食中毒	318

【目次】

公衆衛生がみえる

第1版

平成26年 3月14日 第1刷第1刷発行

編集 医療情報科学研究所
 発行 同産 彰
 発行所 株式会社 メディックメディア
 〒107-0062 東京都港区南青山2-1-81
 KBF 西丸ビル7F
 (編集) TEL 03-5746-0984
 FAX 03-5772-8875
 (販売) TEL 03-3748-0282
 FAX 03-5772-8273
 http://www.medicmedia.com/

印刷 大日本印刷株式会社

Printed in Japan ©2014 MEDIC MEDIA
 ISBN978-4-89632-512-6

【奥付】

食品保健

今村 梨明

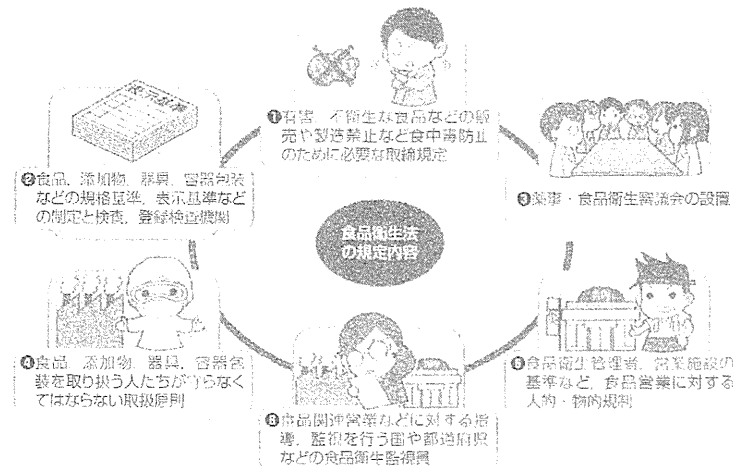
食品の安全性に対して消費者に疑問を与える事件が続いたことを契機に、食品の安全性を確保するための『食品安全基本法』が制定された。食品に関する法律としてはほかに、食品の衛生上の問題を扱う『食品衛生法』、食品の規格について定めた『JAS法』、表示について定めた『食品表示法』などがある。

食品保健に関する法律

(衛 284)

食品衛生法

『食品衛生法』では、飲食に関連する衛生上の危害発生の防止を目的として、食品および添加物、器具および容器包装の表示、検査、営業、食中毒患者の届出などについて規定している。



法の対象

食品	添加物	器具	容器包装
• すべての飲食物(医薬品、医薬部外品を除く)	• 指定添加物、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物	• 食品と接するすべての機械、器具	• 販売のための器具包装

食中毒の届出

